

令和2年守山市議会6月定例会議会提出議案(案)

1 付議件数

専決案件	— 件	その他の案件	1 件
認定案件	— 件	諮問案件	— 件
予算案件	3 件	推薦案件	— 件
条例案件	10 件	提出案件計	28 件
人事案件	14 件	(報告案件)	7 件

提出日 令和2年6月5日(予定)

2 議案概要

【議第34号】 令和2年度守山市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出補正額 742,242千円 (補正後の額 43,940,403千円)

【議第35号】 令和2年度守山市水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入額 △257,496千円 (補正後の額 1,373,301千円)

【議第36号】 令和2年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出補正額 10,000千円 (補正後の額 19,000千円)

【議第37号】 守山市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 部の事務分掌が再編されたことに伴い、守山市交通安全対策会議の庶務に関する部局を「環境生活部」から「総合政策部危機管理局」に改めるため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第38号】 公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 地方公務員法が改正されたことに伴い、引用条項ずれが生じているため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日

【議第39号】 守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの市民および事業者の方々が極めて厳しい社会経済状況であることを鑑み、令和2年6月に支給される特別職(市長、副市長、教育長)の期末手当を全額不支給とするため、必要な改正を行おうとするもの

(施行期日) 公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用する。

【議第40号】 守山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、地方自治体においても感染者等への緊急的な対応が求められることから、新型コロナウイルス感染症に関する職務に従事した職員に特殊勤務手当を支給するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 対象作業

新型コロナウイルス感染症から市民の生命および健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業

(2) 支給額

3,000円/日(ただし、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いがある者の身体に接触する作業等については4,000円/日)

(施行期日) 公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

【議第41号】 守山市税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

(1) 市民税関係

ア 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、ひとり親控除(控除額30万円)を適用し、また障害者や寡婦等に適用される市民税の非課税措置の適用対象とする。

イ 経営の安定と国産牛肉の安定供給を図るため、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税免税措置の期限を3年間延長し、令和6年度までとする。

ウ 土地の有効活用および所有者不明土地の発生防止等を図るため、都市計画区域内にある利活用されていない空き地等の低未利用土地を令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡した場合、長期譲渡所得から100万円を控除する特例を設ける。

エ 優良住宅地の供給を促進し居住水準の向上等を図るため、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の軽減措置(所得税15%⇒10%、住民税5%⇒4%)の適用期限を3年間延長し、令和5年度までとする。

(2) 固定資産税関係

ア 固定資産の所有者が明らかでない場合、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるようにする。

イ 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、氏名・住所等の必要な事項を3カ月以内に申告することを義務づける。

ウ 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の項目の見直しに伴う改正

(7) 再生可能エネルギーの更なる導入および拡大を図るため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備(水力発電設備:出力5,000kw以上)の課税標準額を4分の3(現行3分の2)とし、適用期限を2年間延長(令和4年度まで)する。

(4) 洪水浸水想定区域内において、浸水の拡大の抑制を図るため、水防法の規定により令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に浸水被害軽減地区の指定を受けた土地を指定後3年間は課税標準額を3分の2とする。(新)

(3) 法人市民税関係

法人税(国税)の申告制度が「連結納税制度」から、「グループ通算制度」に移行されるが、法人住民税(市税)については、現行制度を維持することに伴う所要の改正を行う。

(4) たばこ税関係

軽量の葉巻たばこ(1本当たり重量1g未満)について、最低税率を設定し、令和2年10月1日から2年間かけて段階的に移行する。

ア 1本当たり0.7g未満の葉巻たばこを0.7本として課税 令和2年10月1日

イ 1本当たり1g未満の葉巻たばこを1本として課税 令和3年10月1日

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置関係

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少(前年比20%以上減少)した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収の猶予ができる手続を設ける。(すべての税関係)

イ 市長が指定する中止されたイベント等の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利を放棄したイベント等の参加者の払戻請求権相当額を寄附金税額控除(控除割合10%)の対象とする。(市民税関係)

ウ 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置の入居要件の弾力化に伴い、令和2年12月31日までの入居要件の期限を令和3年12月31日まで1年間延長し、控除期間を令和16年度までとする。(市民税関係)

エ 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る課税標準額の特例措置(設備投資後の3年間)の適用対象に「事業用家屋」および「構築物(門および看板等)」を追加する。(固定資産税関係)

オ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減期間を6カ月延長し、令和3年3月31日までとする。(軽自動車税関係)

(6) 関係条文の字句および引用条項の条ずれ等の整備

(施行期日等)

(1) 施行期日 公布の日

ただし、

ア 上記(4)については、令和2年10月1日および令和3年10月1日

イ 上記(1)ア・ウ、(5)イ・ウについては、令和3年1月1日

ウ 上記(3)については、令和4年4月1日

(2) 経過措置

市民税、固定資産税およびたばこ税ならびに延滞金について、それぞれ経過措置を設ける。

【議第42号】 守山市都市計画税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の項目の見直しに伴う改正
洪水浸水想定区域内において、浸水の拡大の抑制を図るため、水防法の規定により令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に浸水被害軽減地区の指定を受けた土地を指定後3年間は課税標準額を3分の2とする。（新）
- (2) 関係条文の字句および引用条項の条ずれ等の整備

(施行期日等)

- (1) 施行期日 公布の日（ただし、上記(2)の一部については、令和3年1月1日）
- (2) 経過措置
改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

【議第43号】 守山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 土地基本法等の一部改正に伴い、必要な改正を行おうとするもの

土地の有効活用および所有者不明土地の発生防止等を図るため、都市計画区域内にある利活用されていない空き地等の低未利用土地を令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡した場合、長期譲渡所得から100万円を控除する特例を設ける。

(施行期日) 令和3年1月1日

【議第44号】 守山市育英奨学条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 新型コロナウイルス感染症にかかる休業要請に伴う経済活動の停滞により、家計が急変し経済的に困窮している大学生等に対して「緊急学資資金」を貸与し、学費の支払いへの支援を講じるため、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 緊急学資資金の貸与の資格
市内在住者の子弟または児童養護施設入所者等のうち、大学等に在学し、かつ、学資の支弁が困難であると認められるもの
- (2) 緊急学資資金の額
50万円を上限とする額
- (3) 緊急学資資金の返還期限
卒業または退学後1箇年猶予し、猶予後5年以内
- (4) その他規定の整備
貸与申請等について、奨学金等の規定を準用する。

(施行期日等)

- (1) 施行期日 公布の日から施行し、令和3年3月31日限り失効する。
- (2) 守山市育英奨学基金条例の一部を改正する。
基金への積み立ての規定を追加する。

【議第45号】 守山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 国内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、後期高齢者医療保険の被保険者に対して傷病手当金を支給するため、「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行おうとするもの

市において行う事務に「傷病手当金の支給に係る申請書の受付」を追加する。

(施行期日) 公布の日

【議第46号】 守山市都市公園条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 環境学習都市宣言記念公園を整備し、市民の利用に供するため、必要な改正を行おうとするもの

- (1) 環境学習都市宣言記念公園の「交流拠点施設」を有料公園施設に追加する。
- (2) 交流拠点施設の供用時間および休園日を次のとおり追加する。

ア 供用時間

交流拠点施設プール	午前9時から午後8時まで。必要に応じて午後10時まで延長する。
交流拠点施設トレーニングエリア	
交流拠点施設温浴施設	
交流拠点施設多目的ホール	午前9時から午後10時まで
交流拠点施設環境学習室	
交流拠点施設工作室	
交流拠点施設キッチンスペース	

イ 休園日

- (7) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」とする。）に当たるときを除く。）
- (イ) 休日の翌日（その日が土曜日、日曜日または休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日の後において最も近い休日等でない日）
- (ウ) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (3) 指定管理者に管理させる都市公園に環境学習都市宣言記念公園を追加する。
※環境学習室、工作室およびキッチンスペースの利用許可に関する業務は除く。
- (4) 環境学習都市宣言記念公園の指定管理者に管理させる有料公園施設の利用料金を次のとおり追加する。

ア 交流拠点施設プール

区分	金額
中学生以下の者、高齢者、障害者	300円
その他の者	600円

イ 交流拠点施設トレーニングエリア

区分	金額
中学生、高齢者、障害者	100円
その他の者	200円

ウ 交流拠点施設温浴施設

区分	金額
中学生以下の者、高齢者、障害者	150円
その他の者	300円

エ 交流拠点施設多目的ホール

区分		午前9時から午後5時 まで 1時間につき	午後5時から午後10時 まで 1時間につき
日曜日、 土曜日お よび休日	全面使用	990円	1,300円
	半面使用	490円	650円
その他の 日	全面使用	660円	930円
	半面使用	330円	460円

オ 各有料公園施設の備考について

- (7) 「高齢者」とは、65歳以上の者とする。
- (4) 「障害者」とは、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき手帳の交付を受けた者で、当該手帳の提示をした者とする。
- (9) 障害者を介護する者（障害者1人につき1人に限る。）については、当該各表に掲げる額を無料とする。
- (1) 他市町村の居住者（守山市に通勤または通学する者ならびに草津市、栗東市および野洲市に居住する者を除く。）が使用するとき、当該各表に掲げる額の100%に相当する金額を加算した額をもって、利用料金とする。
- (2) 社会教育団体、社会福祉団体、自治会関係団体、農漁業関係団体が多目的ホールを使用するとき、当該表に掲げる額を無料とする。
- (3) 高齢者、障害者および構成員の半数以上が障害者または高齢者である団体が多目的ホールを使用するとき、当該表に掲げる額の50%に相当する額を減じた額をもって、利用料金とする。
- (5) 営利を目的とした文化スポーツイベント、教室、講習会等で多目的ホールを使用するとき、当該表に掲げる額の100%に相当する金額を加算した額をもって、利用料金とする。

- (ウ) 多目的ホールの利用に関し、冷房または暖房設備を使用するときは、当該表に掲げる額の30%に相当する金額を加算した額をもって、利用料金とする。
- ※環境学習室、工作室およびキッチンスペースの使用料は、施設の使用料として「守山市使用料および手数料条例」に規定する。

(施行期日等)

- (1) 施行期日 令和3年4月1日
- (2) 守山市使用料および手数料条例の一部を改正する。
- ア 環境学習室、工作室およびキッチンスペースの使用料を次のとおり追加する。

(7) 環境学習室

区分	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
日曜日、土曜日 および休日	1,110円	1,480円	1,850円
その他の日	750円	1,000円	1,250円

(イ) 工作室

区分	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
日曜日、土曜日 および休日	1,110円	1,480円	1,850円
その他の日	750円	1,000円	1,250円

(ウ) キッチンスペース

区分	金額 1時間につき
日曜日、土曜日および休日	250円
その他の日	200円

注

- この施設の使用につき、入場料またはこれに類するものを使用者が徴収するときおよび営利目的で使用するときは、使用料に使用料の100%に相当する金額を加算して徴収する。
- 他市町村の居住者（守山市に通勤または通学する者ならびに草津市、栗東市および野洲市に居住する者を除く。）または当該居住者が半数以上含まれる団体が使用するとき、使用料に使用料の100%に相当する金額を加算

して徴収する。

3 使用者が冷房または暖房設備を利用するときは、使用料に使用料の30%に相当する額を加算して徴収する。

イ 市が主催または共催する行事で環境学習室、工作室およびキッチンスペースを使用する場合は、使用料を免除する。

ウ 社会教育団体、社会福祉団体および自治会関係団体等が環境学習室、工作室およびキッチンスペースを使用する場合は、使用料を免除する。

エ 障害者、高齢者および構成員の半数以上が障害者または高齢者である団体が環境学習室、工作室およびキッチンスペースを使用する場合は、使用料を50%減額とする。

【議第47号】 守山市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるもの。

藤^{ふじ}下^{した} 茂^{しげる}（前任者：岩^{いわ}井^い友^{とも}宏^{ひろ}）

【議第48号】 守山市農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて

守山市域内の認定農業者の数が少ないことから、農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を4分の1以上とすることにつき、農業委員会等に関する法律第8条第5項および同法施行規則第2条第2号に基づき、議会の同意を求めるもの

【議第49号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
林^{はやし} 善^{ぜん} 治^じ（下之郷二丁目）

〔議第49号から議第61号までは市へ届け出た順〕

【議第50号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
園^{その} 田^だ 耕^{こう} 三^{ぞう}（伊勢町）

【議第51号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
石^{いし} 田^だ 達^{たつ} 男^お（石田町）

【議第52号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
寺^{てら} 田^だ 久^{ひさ} 重^{しげ}（欲賀町）

- 【議第53号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
川^{かわ} 島^{しま} 忠^{ただ} 文^{ふみ}（中町）
- 【議第54号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
北^{きた} 野^の 豊^{とよ} 弘^{ひろ}（播磨田町）
- 【議第55号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
寺^{てら} 田^だ 英^{えい} 子^こ（森川原町）
- 【議第56号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
秋^{あき} 山^{やま} 新^{しん} 治^じ（木浜町）
- 【議第57号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
林^{はやし} 茂^{しげ} 一^{かず}（今浜町）
- 【議第58号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
下^{しも} 村^{むら} 耕^{たがやす}（水保町）
- 【議第59号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
木^き 村^{むら} 伊^い 太^た 郎^{ろう}（立田町）
- 【議第60号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
山^{やま} 本^{もと} 麻^ま 紀^き 代^よ（赤野井町）
- 【議第61号】 守山市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるもの
戸^と 田^だ 守^{もり} 晃^{あき}（幸津川町）
- 【報告第7号】 令和元年度守山市繰越明許費繰越計算書について
地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するもの（一般会計）

- 【報告第8号】 令和元年度守山市事故繰越し繰越計算書について
地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告するもの（一般会計）
- 【報告第9号】 令和元年度守山市土地開発公社の決算の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの
- 【報告第10号】 令和2年度守山市土地開発公社の事業計画および予算について
地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの
- 【報告第11号】 令和2年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの事業計画および予算について
地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの
- 【報告第12号】 令和2年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の事業計画および予算について
地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するもの
- 【報告第13号】 専決処分の報告について
〔令和2年度守山市一般会計補正予算（第3号）〕（令和2年4月30日付け委任専決第6号）
歳入歳出補正額 8,475,000千円 （補正後の額 43,198,161千円）